され、後背山吉次に國して六百俵を受けたが、吉次の歿後元和九年前田利常に仕へて二百石を領し、正保四年には五十石を加へ、御馬廻に班し、慶安元年歿。子孫相繼いで藩に仕へる。

カンダガハ　神田川　鳳至郡石休場の東から流出し、石休場領で河原田川に注ぐ。神田谷ともいふ。流程六粁。能登誌追加に、『石休場村神田川といふ瀨中に石あり。此石にさはる者あれば、怪我する事年久し。所の者共餘りに不思議に思ひ、明和二年の春此石を擲り穿ち見るに、裏に紅色の筋有て、自然に五輪の模樣あり。圓形の中に梵字を彫れり。里人恐れて、數十人懸りて遙なる產土神の社地へ移し、神鏡石と號し、今松が根に建てあり。』とある。

カンダゴゼン　神田御前　加賀藩主第五代前田綱紀の養女寵姬は、鶴岡侯酒井忠寄に嫁し、神田御前と呼ばれた。又柳原御前ともいふ。

カンダサヘイダ　神田左平太　宗右衛門の次子。明曆二年御小々將となり、萬治元年新知二百五十石を受け、寛文七年百石を加へ、御馬廻に班し、次いで大小將に轉じ、延寶六年歿した。

カンダサモン　神田左門　十郎左衛門の子。慶長十九年父の隱居によつて祿三百石を襲ぎ、翌年大坂の再役に岡山にて傷を負ひ、五月十六日死亡した。

カンダジユウロザエモン　神田十郎左衛門　前田利長に仕へて三百石を受け、慶長十九年隱居した。子孫相繼いで藩に仕へる。

島の内吉田に神田神社がある。式内等舊社記に『神田神社。式内一座、山島郷吉田村鎭座。祭神饒速日命。今稱二熊野權現一。舊傳云。往昔邑名稱二神田村一。中古比樂河洪水。村落流失。後開墾。村落再建爲二兩村一。稱二吉田漆島一云。或云祭神大巳貴命。』とあるもの是である。本社の南方に稍隔つて境内高良社があり、その參道を挾んで二大欅が存する。それを島居木といふてゐる。

カンダジンジヤ　神田神社　石川郡增泉に在つて、春日大明神を祀る。この神社も曾て式内社たることを主張したが、全く根據がない。

カンダジンジヤ　神田神社　河北郡上田上に在る。式内等舊社記に『神田神社。式内一座。田上郷田上村鎭座。祭神饒速日命。今爲二少彦名神藥師一。以レ石爲二神體一云。』とある。しかし田上郷といふのはない。金浦郷であらう。明治以降少彦社といひ、四十一年三月少名彦神社に改めた。又同郡小坂庄山ノ上村に在る神社も、式内神田神社たることを主張したことがある。これは今の小坂（ヲサカ）神社である。

カンダダイコン　神田大根　石川郡高畠領の畑に神田と字する所がある。舊時はその地から作り出す大根を神田大根と稱して名產とした。

カンダテイ　神田邸　→ホンゴウテイ　本郷邸。

カンダナホカタ　神田直方　通稱權五郎・吉左衛門。養父善左衛門直成の遺知二百五十石を襲ぎ、割場奉行・前田齊敬御抱守・物頭並を進み、文化五年七月六日隱居して守靜と號し、料百五十石を受けた。

カンダマチ　神田町　羽咋郡坪野の内の小字。

カンダヤスマス　神田保益　通稱勝五郎・忠太郎・吉左衛門。寛政元年新番より起り、十二年組外に列し、表小將見習となつて新知百石を受け、享和二年表小將に進み、五十石を加へ、文化五年父吉左衛門直方の四百石を繼いで自分知を返上し、同年大小將横目から次第に昇進して御馬廻頭に至り、天保十年三月十九日六十二歳を以て歿した。

カンダヤマ　神田山　鳳至郡石休場の領内に在る。その最高點を八峰脊といひ、眼界闊遠、南は能登島、北は舳倉島を望むことを得る。

カンタロウバシ　勘太郎橋　金澤小立野一本松の道路に架けた橋である。昔勘太郎なる者が初めて架けた故に橋名に呼ぶといひ、一說には此の邊に勘太郎なる者の居住したための稱ともいふ。

カンタン　元旦　（一）城中の式―元旦には藩侯直垂を着し、飾臈斗三方・雜煮・吸物を供せられた後、二升五合の膳部に對する。餐晩も之に同じいが、升は當日庖丁の鷄を用ひる。朝餐の終つた後定められた諸士の拜賀を受ける。この日學校に於いては、孔子の畫像を上段に懸け、恭供の式を行ひ、頭役及び儒者が之に列したが、天保十年から日を改めた。

（二）民間の式―民間ではこの日早起して若水を汲み、大服と稱し梅干を入れたる茶を呑み、雜煮・芋頭等とし、箸は勝木を、盃は土器を用ひた。日暮になると寶船を賣りに來た。

カンチヨウ　寛澄　白山本宮の長吏。文永七年七月廿五日莊嚴講衆宛の書狀が白山宮莊嚴講中記錄に載せられ、嘉元三年七月廿三日權少僧都で遷化したことは三宮古記に見える。

カンチロン　官地論　官智論とも書く。長享二年一向一揆が富樫政親を亡ぼした次第を載せるもので、その名稱は富樫勘智物語から起つたやうである。官地論には四種の異本がある。

（一）官地論一名富樫記―擬漢文體で記されてゐる。言はゞ東鑑風の文體で、續群書類從第五百八十卷にも載せてあるが、誤字が多く、殆ど讀むに堪へぬ。この書は他の官地論の源をなすものであらう。

（二）官地論一名加賀國中古記―富樫記を假字交りに譯して、多少蛇足を加へたものである。寛永第二臘月上澣日書之、嶺雲二十二歳』の奥書ある本もあつたとの事だから、假字交りの官地論では最も古いだらう。

（三）官知論一名加國官知論―矢張り富樫記を假字交りにして、自家の文を挿入したものである。卷末に『元祿十三庚辰年』とあり、それに並べて『延享二乙丑二月晦日書寫之』と書いた本がある。

（四）官地論一名富樫記―富樫記を假字交りにしただけのものだが、全く原文が讀めて異ない。奥書がないから、他の官地論との新古を比較することはできぬ。群書類從三百九十一